

(社)茨城県放射線技師会定款

第1章 総則

[名称]

第1条 この法人は、社団法人茨城県放射線技師会という。

[事務所]

第2条 この法人の事務所は、茨城県水戸市千波町1948に置く。

[目的]

第3条 この法人は、茨城県における職業団体として、医用放射線の正しい利用知識の啓蒙に努め、地域保健医療行政に協力し、社会福祉の増進に貢献すると共に職業倫理の高揚、診療放射線技術の向上発達を図り、もって茨城県民の保健の維持発展に寄与することを目的とする。

[事業]

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 放射線の管理及び障害防止の普及啓蒙に関すること。
- (2) 医療福祉事業の推進に関すること。
- (3) 地域医療行政への積極的な協力と参加に関すること。
- (4) 診療放射線技術の向上発展に関すること。
- (5) 会員の職業倫理の高揚に努めること。
- (6) 前各項の主旨を目標とした図書印刷物の刊行に関すること。
- (7) 会員の福利及び相互扶助に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

[種別]

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 茨城県内に居住し、又は勤務する診療放射線技師またはエックス線技師であって、この法人の目的に賛同して入会したもの。
 - (2) 名誉会員 この法人に顕著な功績のあった者であって、理事会の推薦により総会の承認を得たもの。
- 2 名誉会員は、この法人の運営に関する重要事項について会長の諮問に応ずる。

[会費]

第6条 正会員は、総会において別に定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。

[入会]

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書に入会金を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

[退 会]

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、所定の用紙に必要事項を記入し、会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

[除 名]

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を 2 年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉を損し、又はこの法人の設立の主旨に反する行為をしたとき。

[抛出金品の不返還]

第 1 0 条 退会し、又は除名された会員が既に納付した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員及び職員

[役員の種類及び選任]

第 1 1 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1 人

(2) 副会長 2 人

(3) 理事（会長及び副会長を含む。） 2 0 人

(4) 監事 2 人

2 役員は総会において正会員の中から選任する。

3 理事は、互選により常務理事若干名を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

[職 務]

第 1 2 条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 常務理事は、会務を処理する。

5 監事は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 号の職務を行う。

[任 期]

第 1 3 条 役員は、任期は、2 年とする。ただし、補欠役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期終了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

[役員解任]

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

[役員報酬]

第15条 役員は、無報酬とする。ただし、会務に要した費用は支給する。

[職員]

第16条 この法人の事務を処理するために職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 3 職員について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第4 会 議

[種 別]

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会と臨時総会とする。

[構 成]

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

[権 能]

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) その他この法人に関する重要な事項。
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

[開 催]

第20条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は総正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

[召 集]

第21条 会議は、会長が召集する。

- 2 総会を招集するさいは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

[議長]

第22条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当る。

[定足数]

第23条 総会は、総正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会する事が出来ない。

[議 決]

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

[書面表決等]

第25条 己むを得ない理由のために会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員の代理として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

[議事録]

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した正会員の数又は理事（会長又は副会長を含む）の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 委員会

[委員会の設置]

第27条 会長は、必要と認められたときは、委員会を設置することができる。

2 委員会は、その目的を冠して「 委員会」という。

3 委員会は、この法人の目的達成のため、必要な事項について調査し、審議し、及び立案する。

第6章 資産及び会計

[資産の構成]

第28条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

[資産の管理]

第 2 9 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

[経費の支弁]

第 3 0 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

[予算及び決算]

第 3 1 条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議事により定め、収支決算は、年度終了後 2 月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

[会計区分]

第 3 2 条 この法人の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計及び基金会計の 3 種類に区分して処理する。

- 2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- 3 特別会計は、一般会計で処理するのに不相当と認められる大規模又は特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。
- 4 基金会計は、特別の目的のため積み立てられた資産及びその運用により財産の管理運用を経理する。

[会計年度]

第 3 3 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 7 章 定款の変更及び解散

[定款の変更]

第 3 4 条 この定款は、総会において総正会員数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、茨城県知事の認可を得なければ変更することが出来ない。

[解散及び残余財産の処分]

第 3 5 条 この法人は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規程により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経、茨城県知事の許可を得て、この法人の類似の目的を持つ法人に寄付するものとする。

第8章 雑 則

[委 任]

第36条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この定款は、茨城県知事の設立の許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとしその任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第19条第1項及び第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。